

# 令和6年度 年間保険料算定例

被保険者均等割額＝57,172円 所得割率＝11.75％(※)

※賦課のもととなる所得金額が58万円(年金収入で211万円)以下の方は、軽減用所得割率10.94％で計算

## 後期高齢者単身世帯、収入は年金のみの場合

年金収入額	153万円	168万円	197万5千円	211万円	222万5千円	300万円
所得額	43万円	58万円	87万5千円	101万円	112万5千円	190万円
基礎控除後の 総所得金額等	0円	15万円	44万5千円	58万円	69万5千円	147万円
所得割額①	0円	16,410円	48,683円	63,452円	81,662円	172,725円
被保険者均等割額の 軽減割合	7割軽減		5割軽減	2割軽減		
軽減後の被保険者 均等割額②	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	45,737円	57,172円
保険料総額 ①＋②	17,151円	33,561円	77,269円	109,189円	127,399円	229,897円

## 後期高齢者夫婦二人世帯、収入は年金のみの場合

年金収入額	夫	153万円	168万円	211万円	227万円	277万円	300万円
	妻	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円
所得額	夫	43万円	58万円	101万円	117万円	167万円	190万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	15万円	58万円	74万円	124万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額①	夫	0円	16,410円	63,452円	86,950円	145,700円	172,725円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の 軽減割合		7割軽減		5割軽減	2割軽減		
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	17,151円	17,151円	28,586円	28,586円	45,737円	57,172円
	妻	17,151円	17,151円	28,586円	28,586円	45,737円	57,172円
保険料総額 ①＋②	夫	17,151円	33,561円	92,038円	115,536円	191,437円	229,897円
	妻	17,151円	17,151円	28,586円	28,586円	45,737円	57,172円
	合計	34,302円	50,712円	120,624円	144,122円	237,174円	287,069円

妻の年金収入額80万円は、基礎年金額を例としています。